

阿賀野市営バスの軽微な変更による事後報告

1 安田地域循環線

安田小学校児童が登校で利用する安田地域循環線（運行番号 23B、04AB）について、下校時刻が変更（繰り上げ）するため、それに合わせたダイヤ改正を令和 5 年 4 月 1 日に行いました。

〔協議（合意）事項の事後報告に関する取扱いの「ロ②」、「ロ④」に該当〕

※協議（合意）事項の事後報告に関する取扱いは裏面のとおり

20B 始発時間を 25 分早くする。

現 行			改正後		
安田小学校前	発	1 5 : 2 5	安田小学校前	発	1 5 : 0 0
↓			↓		
↓			↓		
安田支所①	着	1 5 : 2 6	安田支所①	着	1 5 : 0 1
〃	発	1 5 : 2 7	〃	発	1 5 : 0 2
↓			↓		
↓			↓		
新保	着	1 5 : 3 3	新保	着	1 5 : 0 8

04AB 始発時間を 20 分早くする。

現 行			改正後		
安田支所②	発	1 5 : 2 0	安田支所②	発	1 5 : 0 0
↓			↓		
↓			↓		
下草水	発	※ 1 5 : 4 9	下草水	発	※ 1 5 : 2 9
↓			↓		
↓			↓		
安田小学校前	発	1 6 : 1 2	安田小学校前	発	1 5 : 5 2
↓			↓		
安田支所①	着	1 6 : 1 3	安田支所①	着	1 5 : 5 3
〃	発	1 6 : 1 6	〃	発	1 5 : 5 6
↓			↓		
↓	着		↓	着	
下草水	発	1 6 : 4 1	下草水	発	1 6 : 2 1
↓			↓		
↓			↓		
安田支所	着	1 6 : 5 1	安田支所	着	1 6 : 3 1

【協議（合意）事項の事後報告に関する取扱い（平成 19 年度～）】

新規バス路線の運行を計画する場合、次の(1)～(7)について、地域公共交通会議での協議が必要である。ただし、既に協議が調っている場合（既に運行している場合）においては、運行回数、運行時刻等、次のイ～ニのような軽微な変更に限って、次回地域公共交通会議への事後報告事項とする。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 運行の態様 | (2) 運賃および料金 |
| (3) 事業計画（路線、営業区域、使用車両等） | (4) 運行計画 |
| (5) 路線または営業区域の休廃止等 | (6) 運行主体の選定 |
| (7) その他必要と認められる措置 | |

イ 運行回数の変更

- ① 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ② 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。

ロ 運行時刻の変更

- ① 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ② 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。
- ③ J R 羽越本線のダイヤに合わせて変更する場合。
- ④ 学校の始業・終業時刻に合わせて変更する場合。

ハ 運行経路の変更

- ① 道路改良等により変更する場合。
- ② 既存の停留所を廃止することなく変更する場合。
- ③ 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ④ 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。

ニ 停留所の設置（又は廃止）

- ① 現行路線の運行経路を変更することなく停留所を設置（廃止）する場合。
- ② 路線沿線の地域住民等の要望により運行経路を変更し、停留所を設置（廃止）する場合。
- ③ 路線沿線の小中学校の要望により運行経路を変更し、停留所を設置（廃止）する場合。